

◎新潟県告示第672号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年6月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	39者	門前滝ノ沢2481番ほか261筆 34.1ha
関川村	4者	下関1393番2ほか27筆 3.9ha
新発田市	36者	浦新田横枕甲92番ほか595筆 61.7ha
阿賀野市	10者	小浮六枚橋1200番ほか51筆 6.5ha
胎内市	2者	羽黒山口261番ほか8筆 0.6ha
聖籠町	6者	蓮野甚兵工橋5094番ほか12筆 0.9ha
新潟市	43者	北区浦木浦木2579番ほか350筆 31.7ha
五泉市	2者	丸田水田1105番1ほか39筆 3.0ha
三条市	1者	茅原1741番ほか9筆 1.9ha
長岡市	122者	王番田町待田634番1ほか2,287筆 203.1ha
見附市	1者	鹿熊町700番1 0.5ha
魚沼市	9者	吉水奥山2279番3ほか60筆 6.6ha
南魚沼市	60者	山谷上江954番2ほか793筆 79.7ha
十日町市	6者	仁田2956番ほか36筆 5.1ha
津南町	4者	谷内6912番ほか11筆 2.0ha
刈羽村	4者	大塚向田2340番ほか20筆 2.5ha
上越市	18者	野尻塩辛467番3ほか254筆 40.2ha
妙高市	1者	西田屋新田前田57番ほか4筆 0.8ha
糸魚川市	4者	大野出戸1880番2ほか104筆 10.1ha
佐渡市	25者	吾潟苦竹485番1ほか136筆 20.4ha
合計	397者	5,077筆 515.2ha

2 申請年月日

平成30年5月30日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課  
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課  
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課  
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。